

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月7日閣議決定（4月20日変更）」、「新型コロナウイルス感染症総合経済対策（令和2年12月8日閣議決定）」、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定）」、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定）」及び「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令和4年10月28日閣議決定）」への対応として、地方公共団体が地域の实情に応じて、きめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を措置。

○ 予算額

【令和2・3年度】 補正予算11.3兆円、予備費3.9兆円（計15.2兆円）

【令和4年度】 補正予算0.75兆円 予備費1.2兆円（計1.95兆円）

○ 交付対象者・交付方法

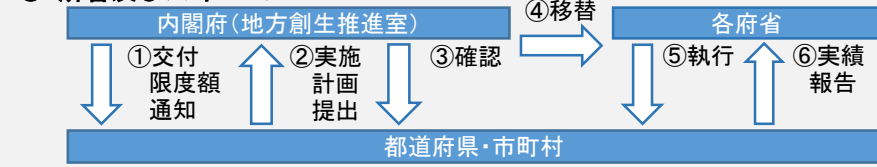
地方公共団体（全都道府県・全市区町村）が作成する実施計画に記載された事業に対し、交付限度額を上限として交付

○ 交付対象事業

感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生に資する事業であって、以下のいずれかに該当するもの

- ・ 令和2年緊急経済対策（令和2年4月7日閣議決定）に掲げられた4つの柱に含まれる事業
 - ①感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、②雇用の維持と事業の継続
 - ③次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復、④強靱な経済構造の構築
- ・ 令和2年総合経済対策（令和2年12月8日閣議決定）に掲げられた新型コロナの拡大防止策及びポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現の2つの柱に含まれる事業
- ・ 令和3年経済対策（令和3年11月19日閣議決定）に掲げられた3つの柱に含まれる事業
 - ①新型コロナの感染拡大防止、②「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え、
 - ③未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動
- ・ 令和4年緊急経済対策（令和4年4月26日関係閣僚会議決定）に掲げられた4つの柱に含まれる事業
 - ①原油価格高騰対策、②エネルギー・原材料・食料等安定供給対策、③新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等、④コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援
- ・ 令和4年総合経済対策（令和4年10月28日閣議決定）に掲げられたウィズコロナ下での感染症対応の強化の柱に含まれる事業

○ 所管及びスキーム



○ 地方単独事業分

実施計画に基づく事業に要する費用のうち地方公共団体が負担する経費に充てるため、人口・財政力・感染状況等に応じて各地方公共団体に配分（計4.65兆円）

（令和2年度第1次補正）

人口・財政力・感染状況等に基づき交付限度額を算定（0.7兆円）

（令和2年度第2次補正）

①家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応分（1兆円）

人口・事業所数を基礎に、感染状況等に基づき交付限度額を算定

②「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応分（1兆円）

人口・年少者・高齢者の比率、財政力等に基づき交付限度額を算定

（令和2年度第3次補正）

①感染症対応分（0.5兆円）

人口・事業所数を基礎に、感染状況等に基づき交付限度額を算定

②地域経済対応分（0.5兆円）

人口、年少者・高齢者の比率、財政力等に基づき交付限度額を算定

（令和3年度補正）

①感染症対応分（0.5兆円）

人口・事業所数を基礎に、感染状況等に基づき交付限度額を算定

②地域経済対応分（0.5兆円）

人口、年少者・高齢者の比率、財政力等に基づき交付限度額を算定

○ 国庫補助事業等の地方負担分

各省所管の国庫補助事業等の執行状況に応じて各地方公共団体に配分（計1.25兆円）

○ コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分

コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減に活用されるよう、1兆円の枠を創設し、各地方公共団体に配分（計0.8兆円）（令和4年4月28日通知） 人口・財政力・感染状況等に基づき交付限度額を算定（0.8兆円）

○ 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援に充てるため、各地方公共団体に配分（計0.6兆円）（令和4年9月20日通知） 人口、物価上昇率等に基づき交付限度額を算定（0.6兆円）

○ 事業者支援交付金

感染症の影響を受ける事業者の支援、感染症防止強化策・見回り支援等に活用（計0.6兆円（予備費による令和3年4月30日追加等、都道府県分0.5兆円、市町村分0.1兆円））

○ 協力要請推進枠交付金等

時短要請に応じた飲食店等に対して、地方公共団体が協力金の支払い等を行う場合に、地方創生臨時交付金を追加配分する（計8.6兆円）

○ 検査促進枠交付金

登録事業者が無料で行うPCR等検査への支援に対して、地方創生臨時交付金を追加配分する（計0.6兆円）

【参考】予算の状況 [令和4年12月27日時点]

予算総額約17.1兆円。うち未交付決定額は3.7兆円（内訳は、地方単独事業分・国庫補助事業等の地方負担分等が0.9兆円、協力要請推進枠等が2.4兆円、検査促進枠が0.5兆円）

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の創設

(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額・強化)

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施する地方公共団体の取組に、より重点的・効果的に活用される仕組みへと見直しを図りつつ、対策を一層強化するため、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を創設する。

- 予算額:6,000億円(コロナ・物価予備費 追加額4,000億円+既定予算2,000億円)
- 交付対象:都道府県及び市町村
- 対象事業:エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。以下に効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。

推奨事業メニュー	
<p>(生活者支援)</p> <ul style="list-style-type: none">①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援③消費下支え等を通じた生活者支援④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	<p>(事業者支援)</p> <ul style="list-style-type: none">⑤医療・介護・保育施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援⑥農林水産業における物価高騰対策支援⑦中小企業に対するエネルギー価格高騰対策支援⑧地域公共交通や地域観光業等に対する支援

※地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると考えられるものについては、実施計画に記載して申請可能。

- 算定方法:人口や物価上昇率等を基礎として算定

生活者支援

① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援

住民税非課税世帯以外の世帯を含む低所得世帯を対象とした、電力・LPガスを含むエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援

※ 住民税非課税世帯には、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」として、1世帯当たり5万円をプッシュ型で給付。

② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※ こども食堂に対する負担軽減のための支援やヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

③ 消費下支え等を通じた生活者支援

LPガスをはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組などの支援

④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

⑤ 医療・介護・保育施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、公衆浴場等に対するエネルギー・食料品価格の高騰分などの支援

⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援

農業者が構成員となる土地改良区における農業水利施設の電気料金高騰に対する支援や、高騰する化学肥料からの転換に向けて地域内資源を活用する独自の取組などの支援

⑦ 中小企業に対するエネルギー価格高騰対策支援

中小企業に対するLPガスをはじめエネルギー価格高騰の影響緩和や省エネ・賃上げ環境の整備などの支援

⑧ 地域公共交通や地域観光業等に対する支援

地域公共交通事業者や地域観光事業者等(飲食店を含む)に対するエネルギー価格高騰の影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、コロナ禍にあっての事業継続、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

令和4年度第2次補正予算

ウィズコロナ下での感染症対応の強化を図るため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を増額する。

1. 補正予算計上額 7,500億円〔うち 国庫補助事業等の地方負担分4,500億円、検査促進枠分3,000億円〕

2. 所管 内閣府（地方創生推進室） ただし、各府省に移し替えて執行

3. 交付対象等

(1) 交付対象 : 実施計画を策定する地方公共団体（都道府県・市町村）

(2) 交付方法 : コロナ対応にかかる国庫補助事業等の地方負担の所要経費に対し、交付限度額を上限として交付金を交付。

検査促進枠分は、登録事業者が無料で行うPCR・抗原定性等検査への支援に対して交付。